

# 新型コロナウイルス感染症

## ～ リバウンド防止期間について～

東京都を含む一都三県は、新型コロナウイルス感染再拡大防止のため、3月22日から31日まで決定していた緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間をリバウンド防止期間として、4月21日まで延長することで合意しました。

東京都では、引き続き、都民の皆さまへ日中も含めた不要不急の外出自粛の要請を決定し、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないことなどを呼びかけています。

新規陽性者を減少させ、感染のリバウンドを防ぐためには、社会全体で力を合わせて取り組むことが重要です。三宅村におきましても東京都と同様、村民の皆さまに原則として日中も含めた不要不急の外出自粛をお願いいたします。

この難局を乗り越え、笑顔で明るく生活できる日常に一日でも早く戻れるよう、住民の皆さま、お一人お一人の「心をつにじた取り組み」で私たちの三宅島を守っていきましょう！

### 1 外出自粛のお願い

【住民の皆さまへ】

医療機関への通院、食料・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など健康維持のために必要な場合を除き、原則として日中も含めた不要不急の外出自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

### 2 公共施設の利用時間について

【利用時間】 全ての村公共施設（学校施設も含む）について、21時までとします。

※ただし三宅村レクリエーションセンターは平日は19時まで、土日祝日は16時までとします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】 令和3年4月1日(木)～令和3年4月21日(水)

【利用にあたっての注意事項】

感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

### 3 事業者等の皆さまへの営業時間短縮のお願い

【飲食店の営業時間の短縮】

飲食店の皆さまには、5時から21時までの営業時間短縮をお願いします。酒類の提供は11時から20時までとしてください。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から21時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

▶事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

### 4 その他

\* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

\* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

\* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。